

2 新宿区における屋外広告物を掲出できない区域及び物件

条例では、禁止区域（広告物を表示し、又は掲出する物件を設置することを禁止する地域又は場所）、禁止物件（広告物を表示し、又は掲出する物件を設置することを禁止する物件）を定めて、広告物の掲出を制限しています。しかし、そのような区域等でも、一定の要件を満たせば、例外的に広告物を掲出できる場合（適用除外広告物）があります。

区分	禁止区域・禁止物件	適用除外広告物	
		許可を受けて出せる広告物	許可のいない広告物
禁止区域	禁止されている地域・場所の例	許可を受けて出せる広告物	許可のいない広告物
	<ul style="list-style-type: none"> ○第1種・第2種低層住居専用地域 ○第1種・第2種中高層住居専用地域 ○田園住居地域 ○風致地区 ○文化財庭園等の周辺地域で、知事の定める範囲内（新宿御苑周辺地域） ○墓地、火葬場、葬儀場、社寺・教会等の境内 ○公園、緑地、運動場、河川、堤防敷地、橋台敷地 ○学校、病院、公会堂、図書館、博物館、美術館、官公署等の敷地 ○道路、鉄道の路線用地 ○都庁周辺、首都高・都道外濠環状線・JR中央線の両側など知事の指定した地域 	<ul style="list-style-type: none"> ○自家用広告物で条件にあうもの ○道標・案内図板等の広告物で、公共的目的をもって表示するもの ○電柱等を利用し、公衆の利便等の用に供するもの ○知事が指定した専ら歩行者の一般交通に供する道路に表示するもの ○公益上必要な施設又は物件（避難標識、案内図板等）に表示するもの ○知事の指定した沿道、沿線の禁止区域で、当該路線から展望できないもの 	<ul style="list-style-type: none"> ○自家用広告物で条件にあうもの ○自己の管理する土地等に、管理上必要な事項を表示する場合で、基準面積以内のもの ○他の法令の規定により表示する広告物や公共・公益等の目的のもので規格に適合するもの（ただし届出が必要な場合もあります。） ○冠婚葬祭や祭礼等のためのもの ○公益を目的とした行事、催物等のために表示するプロジェクションマッピングで、公益性を有するもの
禁止物件	禁止されている物件の例	/	<ul style="list-style-type: none"> ○非営利目的の集会や催し物等のために表示するはり紙、はり札等、広告旗、立看板等、広告幕等 （ただし、許可区域又は第1種・第2種低層住居専用地域、第1種・第2種中高層住居専用地域、文化財庭園周辺、沿道沿線の禁止区域内で、条件にあうもの）
	<ul style="list-style-type: none"> ○橋、高架道路、高架鉄道及び軌道 ○道路標識、信号機、ガードレール、街路樹 ○郵便ポスト、公衆電話ボックス、送電塔、照明塔、煙突、給排気塔、形像、記念碑 ○石垣、がけ、土手、よう壁 ○その他知事の指定する物件 		
	はり紙、はり札等、広告旗又は立看板等のみが禁止されている物件		
	<ul style="list-style-type: none"> ○電柱、街路灯柱、消火栓標識 ○アーチ・アーケードの支柱 		

3 自家用広告物の適用除外

「自家用広告物」とは、自己の氏名、名称、店名、商標、事業や営業の内容を表示するため、自己の住所、事業所、営業所、作業場に表示する広告物等のことをいいます。社会生活のうえで最低限必要な（表示面積の合計が許可のいらない面積である）広告物については、一定の基準により、屋外広告物条例の適用が除外され、申請の必要がありません。（ただし、地域や地区により禁止されている事項、表示できる面積が決められています。また、他の法律や条例による規制があるときは、それまでも解除するものではありません。）

許可のいらない面積を超えた場合、許可区域においては一般規格に合えば許可を受けて表示できますが、禁止区域内は次の表の右欄の面積が表示の限度となります。この場合、許可がいない範囲の面積（5㎡又は10㎡）も含めて許可の対象となります。

自家用広告物の適用除外基準（新宿区における許可区域及び禁止区域内）

地域地区等	許可がいない表示面積（合計）	禁止事項	※路線用地等から展望できる禁止区域内の禁止事項	禁止区域内において許可のできる面積
<input type="radio"/> 第1種・第2種低層住居専用地域 <input type="radio"/> 第1種・第2種中高層住居専用地域 <input type="radio"/> 田園住居地域 <input type="radio"/> 風致地区 <input type="radio"/> 第1種文教地区	5㎡以下	<input type="radio"/> 屋上への取付け <input type="radio"/> 壁面からの突出 <input type="radio"/> ネオン管の使用	<input type="radio"/> 光源の点滅 <input type="radio"/> 赤色光の使用 （表示面積の 1/20 以下の場合には使用可。この表において以下同じ）	20㎡以下 （ただし学校、病院は50㎡以下）
<input type="radio"/> 文化財庭園などの周辺地域で知事の定める地域（新宿御苑周辺地区） <input type="radio"/> 第2種文教地区	地域により 5㎡以下又は 10㎡以下	<input type="radio"/> 屋上への取付け <input type="radio"/> 光源の使用 <input type="radio"/> 高彩度の色彩の使用	<input type="radio"/> 光源の点滅 <input type="radio"/> 赤色光の使用 <input type="radio"/> 露出したネオン管の使用	※表示内容は、自己の氏名、名称、店名又は商標に限る。（事業や営業の内容は表示できない。）
<input type="radio"/> 第1種・第2種住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域	10㎡以下		<input type="radio"/> 光源の点滅 <input type="radio"/> 赤色光の使用 <input type="radio"/> 露出したネオン管の使用	
<input type="radio"/> 都庁周辺（西新宿地区）		<input type="radio"/> 屋上への取付け <input type="radio"/> 光源の点滅 <input type="radio"/> 赤色光の使用 <input type="radio"/> 露出したネオン管の使用		
<input type="radio"/> 全域における禁止物件	5㎡以下	橋、高架道路、高架鉄道、石垣等からの突出		

※条例第6条第1項第10号及び第11号に掲げる地域に表示し、又は設置する広告物等で、展望できるもの。

例えば、都道外濠環状線、首都高の沿道・沿線など。